

令和3年伯耆町
第5回定例会

条例等議案説明資料概要



令和3年12月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：健康対策課

議案番号 67	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	令和4年1月1日より産科医療補償制度の掛け金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることとなった。これに対し、国の社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされ、健康保険法施行令等の一部を改正されるため、所要の改正を行うもの。
2. 概要	産科医療補償制度の掛け金部分を1万6千円から1万2千円に引き下げる。 出産育児一時金の支給額部分を40万4千円から40万8千円に引き上げる。
3. 施行期日	令和4年1月1日
4. 経過措置	この条例の施行の前に出産した被保険者に係る伯耆町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案番号 68	伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について
------------	-----------------------

(提案理由及び概要)

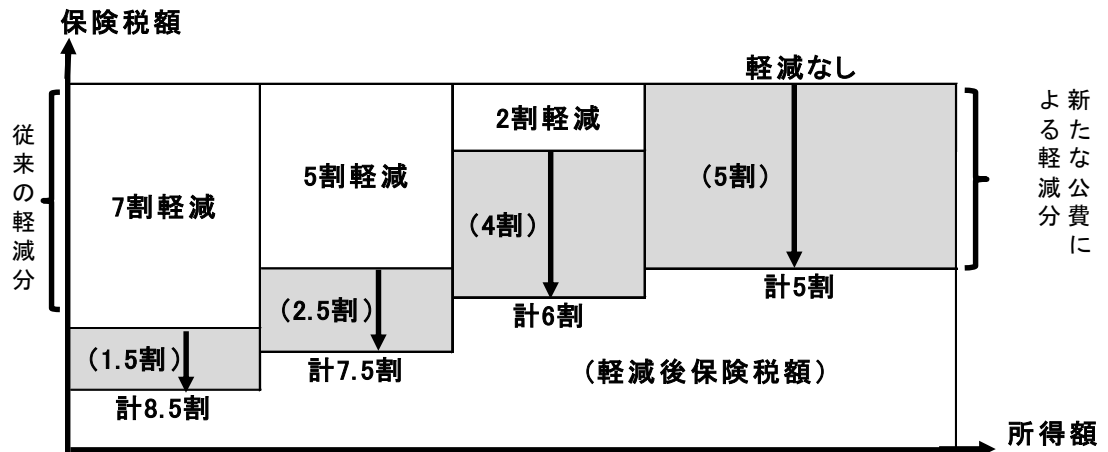
1. 理由 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、地方税法の一部が改正されたことに伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部を改正する。

2. 改正概要 国民健康保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益分の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児に係る国民健康保険税の均等割について、その5割を軽減する。

(未就学児1人あたりの均等割額) 単位：円

所得による軽減	改正前		改正後	
	基礎課税分(医療分)	後期支援分	基礎課税分(医療分)	後期支援分
7割軽減世帯	6,570	1,620	3,285	810
5割軽減世帯	10,950	2,700	5,475	1,350
2割軽減世帯	17,520	4,320	8,760	2,160
軽減なし世帯	21,900	5,400	10,950	2,700

[軽減イメージ]



※7割軽減世帯の未就学児の場合、残りの3割の半分(1.5割)を軽減することから8.5割軽減となる。同様に5割軽減世帯の未就学児の場合、残りの5割の半分(2.5割)を軽減することから7.5割軽減となり、2割軽減世帯の未就学児の場合、残りの8割の半分(4割)を軽減することから6割軽減となる。

3. 施行期日 令和4年4月1日

提出課：総務課

議案番号 70	伯耆町教育委員会教育長の任命について					
(提案理由及び概要)						
1. 理由	現教育長の 箕浦 昭彦 氏の任期が、令和4年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。					
2. 概要	教育委員会教育長(再任:2期目)					
	<table border="1"><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>箕浦 昭彦</td></tr></table>	氏名	箕浦 昭彦	<table border="1"><tr><td>任期</td></tr><tr><td>(3年) 令和4年2月18日から 令和7年2月17日まで</td></tr></table>	任期	(3年) 令和4年2月18日から 令和7年2月17日まで
氏名						
箕浦 昭彦						
任期						
(3年) 令和4年2月18日から 令和7年2月17日まで						
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項					

提出課：総務課

議案番号 71	伯耆町教育委員会委員の任命について					
(提案理由及び概要)						
1. 理由	現教育委員会委員 濱田 真代 氏の任期が、令和4年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。					
2. 概要	教育委員会委員(再任:2期目)					
	<table border="1"><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>濱田 真代</td></tr></table>	氏名	濱田 真代	<table border="1"><tr><td>任期</td></tr><tr><td>(4年) 令和4年2月18日から 令和8年2月17日まで</td></tr></table>	任期	(4年) 令和4年2月18日から 令和8年2月17日まで
氏名						
濱田 真代						
任期						
(4年) 令和4年2月18日から 令和8年2月17日まで						
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項					

議案番号 73	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について													
(提案理由及び概要)														
1. 理由	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除の対象となる業種等について、所要の改正を行うもの。													
2. 概要 (改正内容)	改正後の適用要件等 ①適用する法律 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②対象業種(※) ・製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 (※)「伯耆町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画」において振興すべき業種と定められたもの ③対象となる設備投資 ・取得又は製造若しくは建設(建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ ④設備投資価格要件													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象業種</th> <th style="width: 30%;">資本金</th> <th style="width: 40%;">取得等価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">製造業 旅館業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">500万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～1億円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円超</td> <td style="text-align: center;">2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報サービス業等 農林水産物等販売業</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">500万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種	資本金	取得等価格	製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	情報サービス業等 農林水産物等販売業	/	500万円以上
対象業種	資本金	取得等価格												
製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上												
	～1億円以下	1,000万円以上												
	1億円超	2,000万円以上												
情報サービス業等 農林水産物等販売業	/	500万円以上												
3. 施行期日	公布の日													